

議員提出第2号議案

足立区住宅改良助成条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第13条第1項の規定により提出する。

令和4年2月22日

提出者

足立区議会議員	山	中	ちえ子
同	ぬ	かが	和子
同	は	たの	昭彦
同	浅	子	けい子
同	西	の原	えみ子
同	横	田	ゆう
同	きた	がわ	秀和

足立区議会議長 古性重則様

(提案理由)

区内の建設産業の振興及び雇用の安定を図る必要があるため、本案を提出する。

足立区住宅改良助成条例の一部を改正する条例

足立区住宅改良助成条例（平成21年足立区条例第28号）の一部を次のように改正する。

第1条中「もって安全で快適な居住環境の確保に資すること」の次に「並びに区内の建設産業の振興及び雇用の安定を図ること」を加える。

第2条に次の1号を加える。

- (5) 区内建設業者 建設業を営む者のうち、区内に本店又は支店を有する法人及び区内に住所を有する個人事業者であって、助成金を交付することができる改良に係る工事（以下「改良工事」という。）に必要な資格等を有するものをいう。

第3条中「次の各号のいずれかに該当するものが、」の次に「区内建設業者により」を加える。

第4条を次のように改める。

（助成対象工事）

第4条 区内建設業者により実施された規則で定めた工事とする。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の足立区住宅改良助成条例の規定は、施行日以後に行われた申請に係る助成について適用し、施行日前に行われた申請に係る助成については、なお従前の例による。